

# JEPS 旅行条件書（海外募集型企画旅行B）

お申込みいただく前に、この旅行条件説明書を必ずお読みください。

本旅行条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

- この旅行は、当社が企画する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告、本ホームページの記載内容及び別途お渡しする旅行条件書ならびに旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 1、募集型企画旅行とは

当社があらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容及び旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これに参加する旅行者を広告その他の方法により募集して実施する旅行をいいます。

### (1) 最少催行人員について

特に明記されているコースを除き、最少催行人員は15名です。参加人員が最少催行人員に達しなかった場合は、催行を中止する場合があります。

## 2、旅行の申込み

(1) ①当社②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、所定の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第4項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

(2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申込みはなかったものとして取扱う場合があります。

## 3、申込条件

- 20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかわる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 4、旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- 当社は本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はホームページ、本旅行条件書により構成されます。

(3) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(2)の契約書面に記載するところによります。

(4) ホームページの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。

(5) 申込みの時点において、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合、当社らはその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。これを「ウエイティング登録」といいます。その際に「申込書」の提出および申込金と同額を「預り金」として申受けます。当社らは予約が完了した場合速やかにその旨を通知し、お客様が承諾した時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社らがその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社らは当該「預り金」を全額払い戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

## 5、確定書面（最終旅行日程表）

確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行開始の前日までにお渡しいたします。（原則として旅行開始の10日前～7日前にはお渡しするよう努力いたしますが年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。）ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ当社らは手配状況についてご説明いたします。

## 6、旅行代金のお支払い期日

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって21日目に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

## 7、渡航手続き

ご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

## 8、旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラス又は2等となります。）
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所の間／旅行日程に「各自」と表記してある場合を除きます。）
- 旅行日程に明示した観光の料金（バス等の料金・ガイド料金・入場料金等）
- 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金（2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除外します。）及び税・サービス料金。
- お1人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。ポーター料は含まれておらず、お客様自身で運搬していただきます。）手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

(7) 添乗員付きコースの添乗員の同行費用  
上記(1)～(7)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

## 9、旅行代金に含まれないもの

前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）
- クリーニング・電話料金・駅、空港、ホテル等でのポーター料・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料
- 傷害、疾病に関する医療費
- 渡航手続関係諸経費（旅券印紙・紙証料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。）
- お1人部屋を使用される場合の追加料金
- 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等
- 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
- 日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- 希望者のみ参加されるオプションルーツアー（別途料金の小旅行）の料金

## 10、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 11、旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金の額を変更することがあります。
- 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、ホームページ等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。たとえば、複数でお申し込みいただいたお客様の一方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

## 12、お客様の解除権

(1) お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当

社らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

※e-mail、ファクシミリ、電話等での契約解除のお申し出が当社営業所の営業時間外に受信した場合には、翌日以降の営業日を受付日として下記取消料を適用します。

契約解除の日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目を以降31日目にあたる日まで	ピーク時＝旅行代金の10%（5万円を上限） ピーク時以外＝無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降当日まで	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

(2) 本項1にかかわらず、特定のコースにつきましては、別途お渡しするホームページ等に記載の旅行条件によります。又、日本発着時に船舶を利用するコースについては、当該船舶に係る取消料の規定によります。

### 13、当社の解除権 旅行開始前の解除

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ②お客様が病氣その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ④お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員（記載していないコースは15名）に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（第12項(1)の\*注に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ⑤スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- ⑥天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、前第12項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

### 14、添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。

### 15、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
  - ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ④日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - ⑤自由行動中の事故
  - ⑥食中毒
  - ⑦盗難
  - ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円を限度（故意又は重過失がある場合を除く。）として賠償します。

### 16、特別補償

- (1) 当社は、前第15項の規定に基づく当社の責任が生ずるかどうかを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び入院見舞金を支払います。
- (2) 当社が前第15項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行（オプションツアー）のうち、当社が実地する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) お客様が主催旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、主催旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

### 17、旅程補償

当社はホームページに記載した契約内容のうち当社旅行業約款に掲げる重要な変更が生じた場合は同条にさだめるところによる変更補償金をお支払いいたします。

### 18、お客様の責任

お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けま

### 19、個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社および受託旅行会社、提携会社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊・機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、1.会社及び会社と提携する企業の商品やサービスのご案内、2.旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、3.アンケートのお願い、4.特典サービスの提供、5.統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただき場合がございます。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて当社提携企業との間で共同して利用させていただきます。

す。

### 20、その他 重要事項の説明

(1) 航空機・ホテルについて

- ①特に記載のない限り利用航空会社、フライトルート、スケジュールをご指定いただくことはできません。東京発着・大阪発着の場合、羽田または伊丹などの発着で国内乗り継ぎになることがあり、必ずしも成田、関西空港発着とは限りません。また復便の航空便、現地での航空機による都市間の移動は乗り継ぎになる場合があります。最適の乗り継ぎ時間を選べない場合があります。数時間乗り継ぎ空港内でお待ちいただくこともございます。出発/帰国便および現地航空便の発着時間帯は変更になる場合があります。（午後着が午前着、夜着が深夜着など）この場合、ご旅行条件の旅保保証の対象になりません。くれぐれもご了承願います。また、添乗員の付かないコースの乗り継ぎ手続きはご自身で行っていただきます。航空便は必ずしも最適の時間帯を選べない場合がありますので、本文旅行日程表上の発着時間と異なる場合があります。いずれの場合も旅行代金の変更はありません。確定航空便は旅行出発前にお渡しする最終旅行日程表でお知らせ致します。
- ②航空券は割引運賃を利用しているため、日程、区間等の変更は一切できません。
- ③運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更、及び、これらによる旅行日程の変更・目的地の滞在期間の短縮などが生じる場合もあります。このような場合、責任は負いかねますが、当初日程に従った旅行サービスがお受けになれるよう手配努力いたします。
- ④とくに記載のない限り、ご宿泊ホテルはシャワー付きの二人部屋（ツインまたはダブル）利用が基本です。お一人でご参加の場合、他の参加者との相部屋希望はお受けできません。その場合お一人部屋利用追加料金をお支払いいただきます。
- ⑤3名様で1部屋（トリプル）をご利用になる場合は、2人部屋（ツインルーム）に簡易ベッドを入れて、3名様でご利用いただけますので、お部屋は手狭になりますが、旅行代金の割引はございません。通常、簡易ベッドは夜遅い時間に運びこまれます。又、ご宿泊ホテルによりトリプルのご利用がお受けできない場合もございますのであらかじめご了承ください。この際には、ツインルームとシングルルーム（追加料金が必要な場合があります。）をご利用いただくこととなります。
- ⑥宿泊ホテルは、特に見本市・お祭り等の多客期に宿泊する場合、近郊の街になる場合があります。また、同じ都市で2泊以上する場合、1泊目と2泊目など、異なったホテルに宿泊する場合があります。予めご了承下さい。
- (2) 日本国内線追加料金にてご利用いただく国内便について
- ①国際線利用航空会社によっては利用できる国内線に限られる場合があります。
- ②日本国内線追加料金にてご利用いただける国内線は、国際線発着時刻より24時間以内に接続する便に限られます。成田便の予約が取れず、羽田空港経由となった場合の羽田～成田空港間などの移動の交通費はお客様の負担となります。また国際線との接続ができないなどによる出発前や帰国後の宿泊代などは、お客様の負担となります。関空便の予約が取れず、伊丹空港経由となった場合も同様です。
- ③この国内接続便は、各コースの出発、帰国の国際線の便名が最終決定したのち、はじめて手配できるものです。通常出発の10～3日前にご返事できるようにしておりますが、早い時期にお申し込みいただいても必ずお取りできるとは限りません。割引運賃を使用するため、混んでいる場合は予約が取れない場合があります。やむを得ず、バスや鉄道などの交通機関をご利用いただく場合の交通費は、お客様の負担となります。
- ④お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- ⑤市内観光中や空港～ホテル間の送迎中に、お土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客

様の責任で購入していただきます。

- ⑥現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- ⑦当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ⑧当社が実地する募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。当社はその手続きの代行、取り次ぎはいたしません。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第15項(1)ならびに第17項(1)の責任を負いません。

## **21、ご旅行条件・ご旅行代金の基準**

この旅行条件は、2005年4月1日を基準としています。

### ●旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第1789号

(株)日本エコプランニングサービス

東京都千代田区外神田5-5-5 沼田ビル2階

(社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：高橋 仁

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。